



## I 全体構想

### 第1章 基本事項

北上市総合計画、国土利用計画北上市計画、国土強靱化計画北上市計画に即して策定

- 対象区域：北上市全域
- 目標年次：2030年（令和12年）

### 第2章 まちづくりの課題

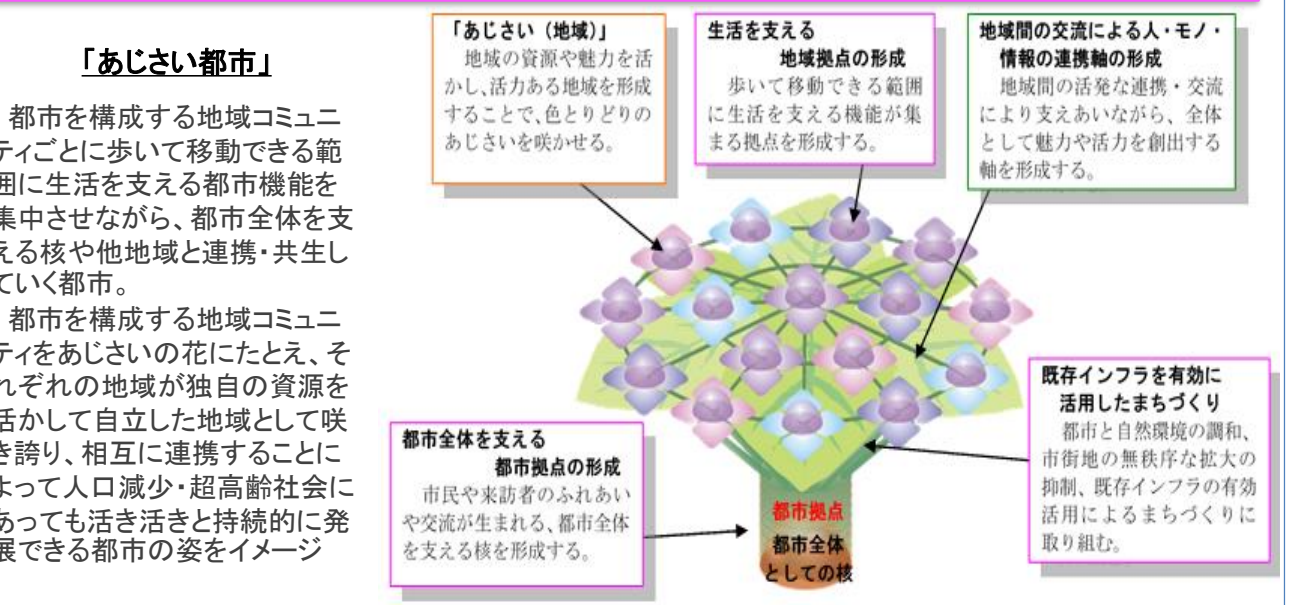
- 市街地の無秩序な拡大の抑制と既存インフラの有効活用
- 歩行者目線の街なかの形成
- 住み慣れた地域に住み続けるためのまちづくりの推進
- 環境配慮型まちづくりの推進
- 災害に強いまちづくり
- 感染症などの市民生活への脅威
- 市民のまちづくりへの参加促進

R2実施の第8回市民意識調査結果等を反映

### 第3章 全体構想

○目指すべき都市像

「～都市機能の集約と地域連携による持続可能な都市～ 『あじさい都市』きたかみ」

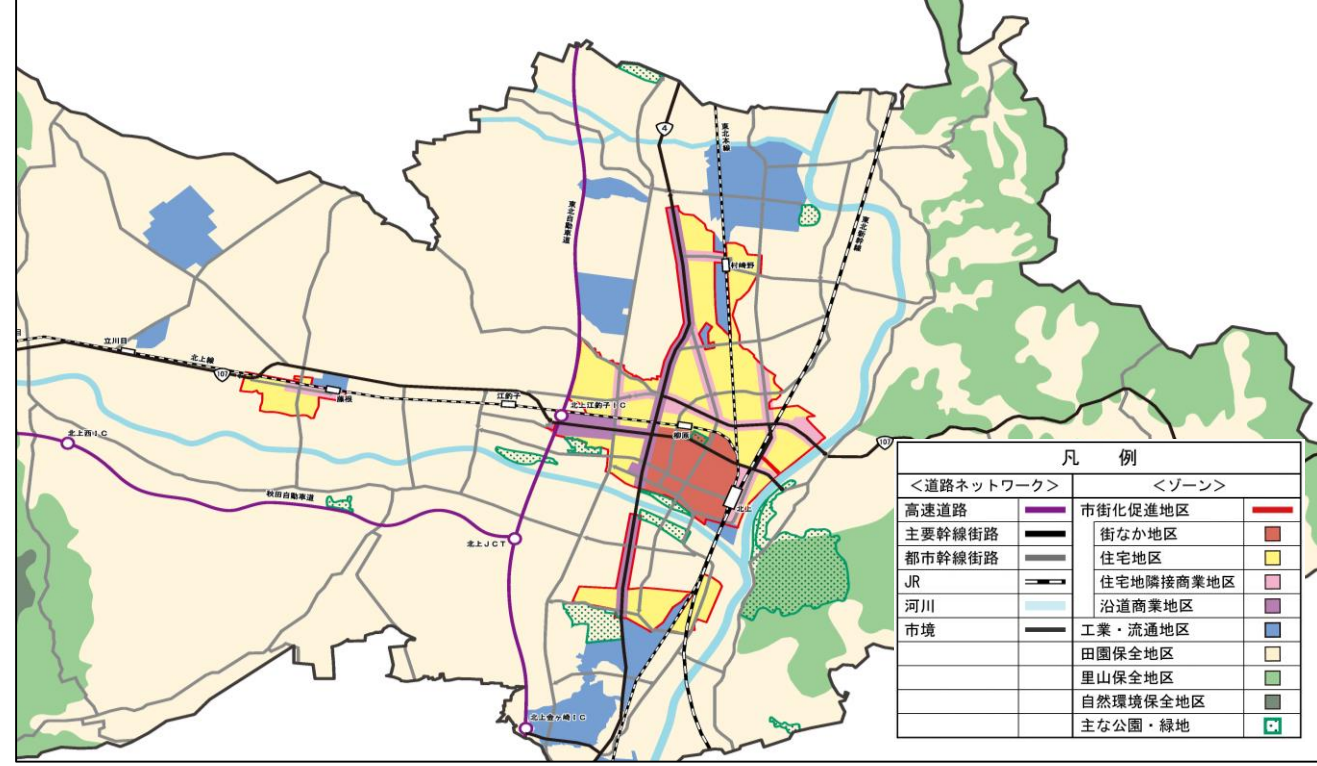


### 第4章 分野別方針

方針の基本的な考え方は継続したうえで、次のとおり見直しを実施するもの

- 土地利用方針  
⇒ 工場稼働や関連企業の進出等に対応した土地利用方針の変更
- 拠点形成の方針  
⇒ 都市拠点・地域拠点の更なる推進を図る
- 道路・交通の方針  
⇒ 幹線・拠点間・地域内交通の確保を進め、更なる公共交通ネットワークの形成を図る  
長期未整備の都市計画道路について廃止・変更等の再検討を進める
- 都市環境形成の方針  
⇒ 防災まちづくりについて追加

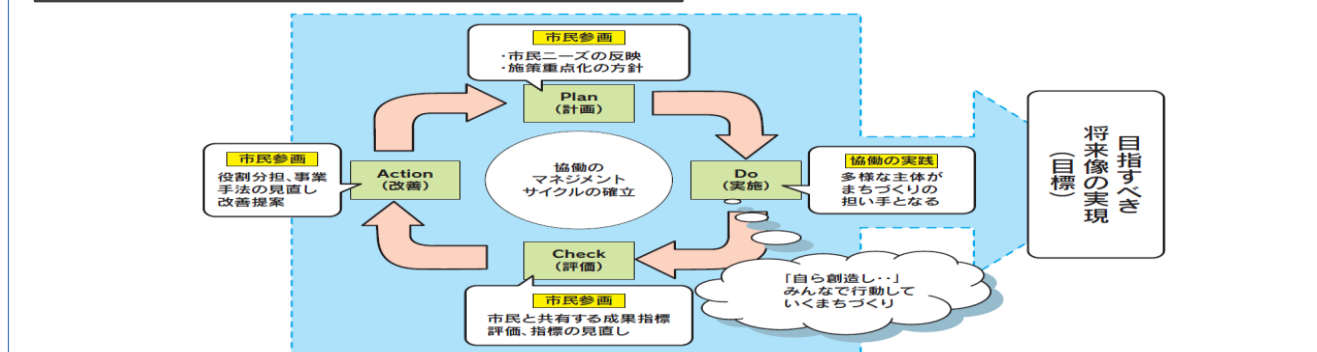
### 土地利用方針図



### 第5章 「あじさい都市」の実現に向けて

- 用途地域の指定  
⇒ 北上工業団地の拡張対応等
  - 特別用途地区の検討（継続）  
⇒ 新規の産業業務団地の整備に伴う指定の検討
  - 特定用途制限地域の指定の検討（継続）  
⇒ 今後の住宅・事務所等の需要拡大状況を見据えながら、検討を継続
  - 高度土地利用の推進（新規）  
⇒ 北上工業団地の機能拡充への対応
  - 開発許可制度の運用（継続）  
⇒ 小規模な宅地開発に対しても良好な開発が可能となるよう、検討を継続
  - 景観計画の見直し（継続）  
⇒ 適宜、見直しを検討していく
- ※ 現計画記載の「都市計画区域の拡大」については、対応済み

### 第6章 まちづくりの推進



## II 立地適正化計画（あじさい都市きたかみ形成基本計画）

- 立地適正化計画は、平成29年度に策定（平成30年3月に公表）
- 令和2年9月「防災指針」を義務付けされたことから、災害リスク分析を行い、防災まちづくりの内容を加えて策定するもの

### 第1章 計画策定の趣旨

都市計画マスタープランの高度化版として、歩いて移動できる範囲に生活圏を支える都市機能を集中させると共に、拠点内及び拠点間を公共交通で結ぶことで、コンパクト・プラス・ネットワークを推進、高齢者や子育て世代が安心して暮らせる「あじさい都市」の実現を図り、都市全体の魅力と活力を創出

### 第2章 都市の現状と課題



■市が取り組むこと

「医療・福祉・子育て機能の集積及び強化」「北上市全体を支える都市拠点の形成」  
 「拠点間を結ぶ公共交通体系の構築」「防災まちづくりの推進」

### 第3章 「あじさい都市」きたかみ実現に向けた立地適正化の考え方

#### 第4章 都市機能誘導区域

【誘導施設】・・・（商業）1,000㎡以上の店舗、バスターミナル機能を有している店舗  
 （医療）病床数20床以上の病院  
 （保健衛生）健康管理センター（子育て支援）保健・子育て支援複合施設  
 ⇒ 都市拠点形成に向けた取り組みを追加

#### 第5章 都市居住区域（都市再生特別措置法上の居住誘導区域）

#### 第6章 届出制度

⇒ 「誘導施設の休廃止の届出」追加（都市再生推進法改正）

#### 第7章 地域拠点

#### 第8章 公共交通政策

#### 第9章 防災指針（新規）

浸水想定区域に、都市居住区域が一部含まれていることから災害リスク分析  
 ⇒ 都市居住区域の見直し（家屋倒壊等氾濫想定区域を都市居住区域から除くもの）

#### 第10章 目標値

・都市居住区域内	H27年人口 17,261人 ⇒ <b>R22年人口 17,261人</b>
・都市機能誘導区域内	R 3年商業、医療、保健衛生誘導施設 ⇒ <b>R22年施設数維持</b> 子育て支援機能施設数
	R 3年バスターミナルを有している店舗 ⇒ <b>R22年1施設増</b>
・地域内交通の構築	R 3年8地域 ⇒ <b>R22年9地域</b>

#### 第11章 施策達成状況に関する評価

## III 地域別構想

- 総合計画地域計画と整合を図り作成
- 令和2年度に16地区で確認した内容に基づき策定するもの

### 第1章 地域別構想の役割

「あじさい都市」きたかみの形成に向け、市民と協働で地域を育てる考え方を基本としながら、北上市全体の方針との整合性を前提とし、16地区ごとに歩いて用を足すことができ、公共交通網が位置づけられている地域拠点を設け、地域の特性に応じた土地利用方針を策定し、地域の将来像を掲げ、重点目標に向けて取り組みながらその実現に向けた方針を示したもの

### 第2章 地域別構想

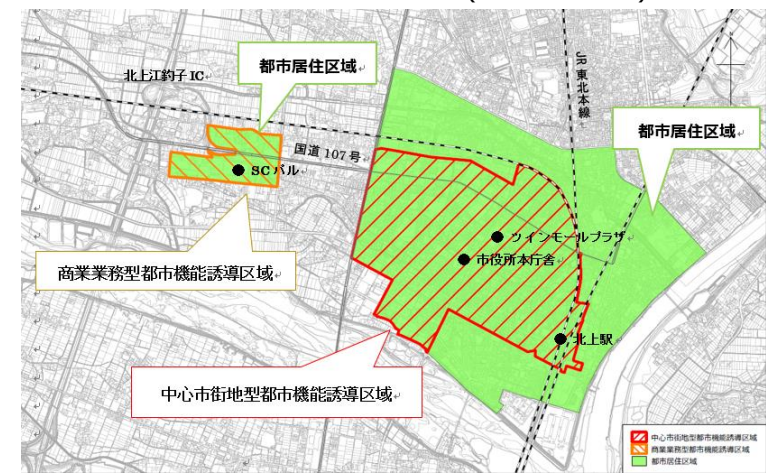
- 1 地域の現状（地区の概況）  
各地区の概況、人口、生活、土地利用の状況
- 2 地区の将来像 **総合計画地域計画**
- 3 地区の重点目標
- 4 地域づくりの方針（地区の分野別方針）  
暮らし続けられるまちづくりの方針。  
この方針に基づき都市計画に関わるまちづくりに取り組む。

#### 地区の目指すべき将来像の実現に向けた分野別方針と将来の方針図

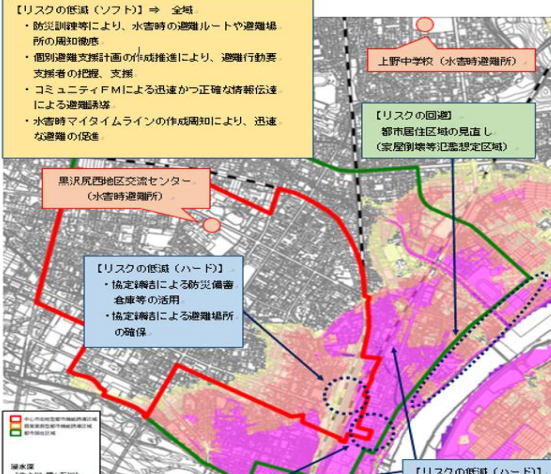
- 土地利用方針  
それぞれの地域の特性に応じた計画的な土地利用を行うための方針  
（住居系、商業系、工業系、農業・里山系土地利用）
- 拠点形成の方針  
住民の日常生活を支え、地域活力を創出する拠点形成に向けての方針
- 道路・交通の方針  
公共交通や歩行者等の安全性、利便性を確保する道路・交通ネットワーク形成に向けた方針  
（道路ネットワークの形成、道路整備の方針、公共交通ネットワークの形成）
- 都市環境形成の方針  
地域にある緑や景観、防災等の都市環境の形成に向けての方針  
（緑のまちづくり、都市景観性、防災まちづくり、排水処理施設整備、快適な環境形成）
- 地区の方針図  
地域拠点やそれぞれの方針を図面に落とし込んだ地区の方針図



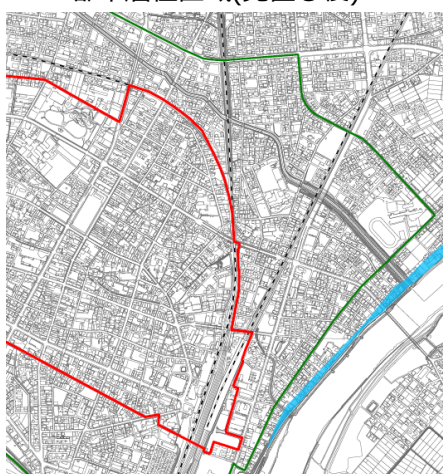
都市機能誘導・都市居住区域図(区域見直し前)



防災指針による取組例



都市居住区域(見直し後)



地域別構想・地域拠点図

